

令和6年度中及び令和7年度以降の指定難病の診断基準等及び臨床調査個人票の取扱いについて

令和7年1月16日付にて厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課より以下のとおり周知依頼がございました。

 [【事務連絡】 令和6年度中及び令和7年度以降の診断基準等のアップデートに係る取扱いについて](#)

 [別添 【都道府県・指定都市向け事務連絡】 令和6年度中及び令和7年度以降の診断基準等のアップデートに係る取扱いについて](#)

昨年12月に、指定難病の診断基準等のアップデートによる、改正後の診断基準・臨個票の令和6年度中の取扱いについて御連絡を差し上げたところです。

昨年12月26日の厚生科学審議会疾病対策部会での御議論におきまして、令和7年度以降の取扱いについて結論を得ましたので、自治体及び日本医師会に向けて添付のとおり事務連絡を発出しております。

詳細につきましては、下記宛お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 健康・生活衛生局

難病対策課

直通：03-3595-2249

以上